



40%割引

保険の対象となる方(被保険者)が、国の公的介護保険制度に基づく

要介護3以上の認定を受けた

場合に、保険金をお支払いします。



介護は突然始まる 「介護」への備え、大丈夫ですか??



特殊寝台(介護ベッド)

■ 16~61万円
※機能により金額は異なる



ホームヘルパー

■ 平均:月々5.2万円



車いす

■ 自走式……5~21万円
■ 電動式……30~67万円



リフォーム(手すり等)

■ 廊下・階段・浴室用等……2万円~
※サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)



介護施設

■ 平均:月々13.8万円

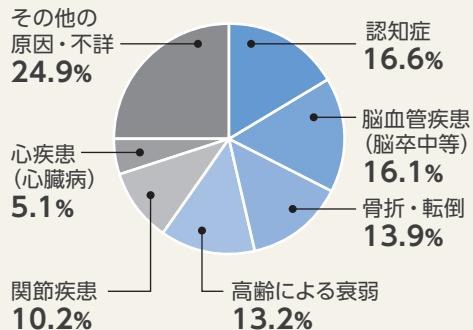
出典:生命保険文化センター「2024(令和6)年度 生命保険に関する全国実態調査、(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)」をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態になる原因は?

介護の原因は加齢によるものだけでなく、骨折・転倒で要介護状態になることもあります。

転倒で要介護状態になることもあります。

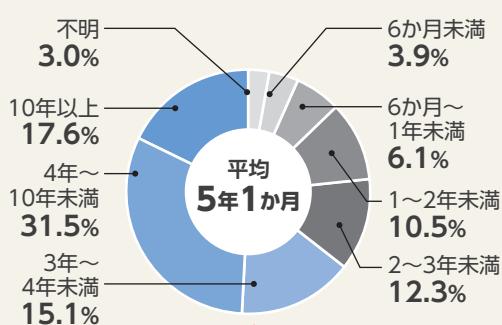
【介護が必要になった原因】



介護にかかる期間・費用は?

介護期間が長期にわたると、経済的な負担も重くのしかかってきます。

【介護期間の割合】



3年以上が約6割を占めます。

【介護にかかる費用】

一時的にかかる費用
(介護ベッドの購入など)

平均 74万円

毎月かかる費用

平均 8.3万円



[出典]厚生労働省「国民生活基礎調査」／2022年

[出典]生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」／2021(令和3)年度

介護費用の
平均は…?

490万円

私は、家族に極力
負担をかけたくないから
介護施設などに入るとなると
費用を準備しておかないとイカンな。



介護補償には、「一時金払」と「年金払」の2種類あり、両方ご加入いただけます。

「一時金払」から「年金払」(またはその反対)へ変更したい場合は、一度解約し、再度告知・申込することで変更することができます。



毎年100万円
最大10年間受け取れます



一時金払いタイプ

(公的介護保険連動型(要介護3))

大人気

【要介護3】
認定



保険金
300万円
お受取り
(K300タイプの場合)

【要介護3】
認定



年金払いタイプ



途中で死亡した場合は保険金のお支払いは終了します。

一時金払いタイプの月払保険料

個人型			
タイプ名	K100タイプ	K200タイプ	K300タイプ
保険金額	100万円	200万円	300万円
40~44歳	20円	40円	60円
45~49歳	30円	50円	80円
50~54歳	30円	70円	100円
55~59歳	50円	100円	150円
60~64歳	110円	220円	320円
65~69歳	310円	620円	920円
70~74歳	680円	1,360円	2,040円
75~79歳	1,580円	3,150円	4,730円
80~84歳	3,000円	6,000円	9,000円

保険期間：1年間

※ご加入口数は1口のみです。

年金払いタイプの月払保険料

個人型		
加入プラン	N100タイプ	年金払保険金額
性別	男性	女性
40~44歳	100円	80円
45~49歳	110円	100円
50~54歳	160円	140円
55~59歳	220円	200円
60~64歳	480円	430円
65~69歳	1,200円	1,470円
70~74歳	2,250円	3,340円
75~79歳	5,160円	7,810円
80~84歳 (更新のみ)	9,030円	14,150円

保険期間：1年間

※ご加入口数は1口のみです。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

※割引率の内訳は1ページ特徴2をご参照ください。

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)によって異なります。

※本保険は、介護医療保険料控除の対象になります。(令和7年5月現在)

※一時金払いタイプの保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢^{(*)1}が、満40歳以上満84歳以下の方に限ります。

※年金払いタイプの保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢^{(*)1}が、満40歳以上満79歳以下^{(*)2}の方に限ります。

(*)1団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

(*)2更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。

<介護補償(年金払介護)の保険金お支払い方法>

※てん補期間^{(*)3}中の保険金支払基準日^{(*)4}時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間^{(*)3}中の保険金支払基準日^{(*)4}に、再度要介護状態^{(*)5}に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間^{(*)3}は1回目の保険金支払基準日^{(*)4}から通算した期間となります。(例:最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いをしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態^{(*)5}に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

※てん補期間^{(*)3}中に死亡した後の保険金支払基準日^{(*)4}においては、保険金をお支払いしません。

(*)3)第1回年金払介護保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日^{(*)4}まで)をいいます。

(*)4)1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態^{(*)5}に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

(*)5)公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

介護補償(年金払介護)

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合に、最初に要介護状態^{(*)1}となつたその日から毎年1回、その日を含めて最大10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となつてない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態^{(*)1}の程度が重大となつた場合は、東京海上日動は、その影響がなかつたときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

(*)1)公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<ul style="list-style-type: none"> ・第1回年金払介護補償保険金 保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となつた場合 ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。 ・第2回以後年金払介護補償保険金 既に第1回年金払介護補償保険金が支払われた場合で、てん補期間^{(*)1}中の保険金支払基準日^{(*)2}ごとに、保険の対象となる方が要介護状態^{(*)3}に該当しているとき ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。 ※てん補期間^{(*)1}中の保険金支払基準日^{(*)2}時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間^{(*)1}中の保険金支払基準日^{(*)2}に、再度要介護状態^{(*)3}に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間^{(*)1}は1回目の保険金支払基準日^{(*)2}から通算した期間となります。 (例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態^{(*)3}に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。) 上記にかかわらず、保険の対象となる方がてん補期間^{(*)1}中に死亡した後の保険金支払基準日^{(*)2}においては、保険金をお支払いしません。 (*)1)第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日^{(*)2}まで)をいいます。 (*)2)1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態^{(*)3}に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。 (*)3)公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態^{(*)1} ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ●無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ●アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ●先天性疾患によって生じた要介護状態 ●医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態^{(*)2)(*)3} <p>等</p> <p>(*)1)該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることができます。</p> <p>(*)2)初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態^{(*)4}については、保険金のお支払対象となります。</p> <p>(*)3)要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいている場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p> <p>(*)4)公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。</p>

※保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護3以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。

介護補償(一時金払介護)

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となつた場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となつてない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となつた場合は、東京海上日動は、その影響がなかつたときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[公的介護保険連動型(要介護3)]

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<ul style="list-style-type: none"> 保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となつた場合 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態^{(*)1} ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ●無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ●アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ●先天性疾患によって生じた要介護状態 ●医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態^{(*)2)(*)3} <p>等</p> <p>(*)1)該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることができます。</p> <p>(*)2)初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。</p> <p>(*)3)要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいている場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。</p>

公的介護保険制度とは

公的介護保険制度の概要

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会補償制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になったときに所定の介護サービスを受けることができます。

公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下 ^{(*)1}	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護・要支援状態が末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な場合) ●要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)

(*)1)公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

ご参考:公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像	
非該当(自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。	
要支援	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。

状態区分	状態像				
要介護	1	要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。			
	2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。			
	3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。			
	4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。			
	5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。			

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先・取扱代理店

JR北海道グループ保険センター TEL: 011-805-0045